

損害賠償請求事件の判決対応について (南石垣支援学校給食死亡事故)

令和6年3月5日
教育庁特別支援教育課

1 裁判の概要

(1) 提訴年月日 令和元年10月1日

(2) 当事者

- ① 被害生徒 林 郁香^{ふみか}さん (平28当時: 高等部3年生)
- ② 原告 林 和男氏 (父)、香織氏 (母) ほか家族2名
- ③ 被告 大分県及び教職員4名

(3) 請求の趣旨 損害賠償金 3,726万450円 (及び年5分の遅延損害金)
(原告父・母 各1,533万225円、原告2名 (ほか家族2名) 各330万円)

2 大分地裁 (第一審) 判決の内容

(1) 判決日 令和6年3月1日 (金) 13時10分

(2) 主文 (要旨)

- ・ 被告は、原告和男及び原告香織に対し、それぞれ330万円及び遅延損害金を支払え。
- ・ 原告ら (ほか家族2名) の請求をいずれも棄却する。
- ・ この判決は仮に執行することができる。

(3) 判決理由 (要旨)

① 見守り義務について

- ・ 特別支援学校の教諭には、知的障害を持つ児童生徒一人一人の障害の特質を踏まえた安全配慮義務がある。
- ・ 担任は、被害生徒が「食物を掻き込むようにして、よく咀嚼せずに飲み込む」ような傾向を認識しており、事故発生時、被害生徒の動静を見守り、窒息等を防止する義務があった。
- ・ 担任は、ランチルームを離れる際、その場にいた養護教諭に、被害生徒を見守るよう依頼することは容易であった。そうすると、担任がその依頼をせず被害生徒をランチルームに一人残してその場を離れたことは、被害生徒への見守り義務に違背したものである。
- ・ 担任の見守り義務と被害生徒の死亡の間には因果関係が認められ、被告 (大分県) は、被害生徒の死亡につき、責任を負うものである。

② その他の注意義務 (応急処置義務等) について

- ・ その他の教職員らの注意義務 (応急処置義務等) 違反の有無については、判断しない。

3 今後の対応 (案)

給食中に起きた事故で生徒が亡くなっていること、事故から7年以上が経過していること等を踏まえ、控訴せず、判決を受け入れることとする。